

第7章

認知症施策の総合的な推進

第1節 認知症の人を取り巻く状況

第2節 認知症施策の推進に向けた取組

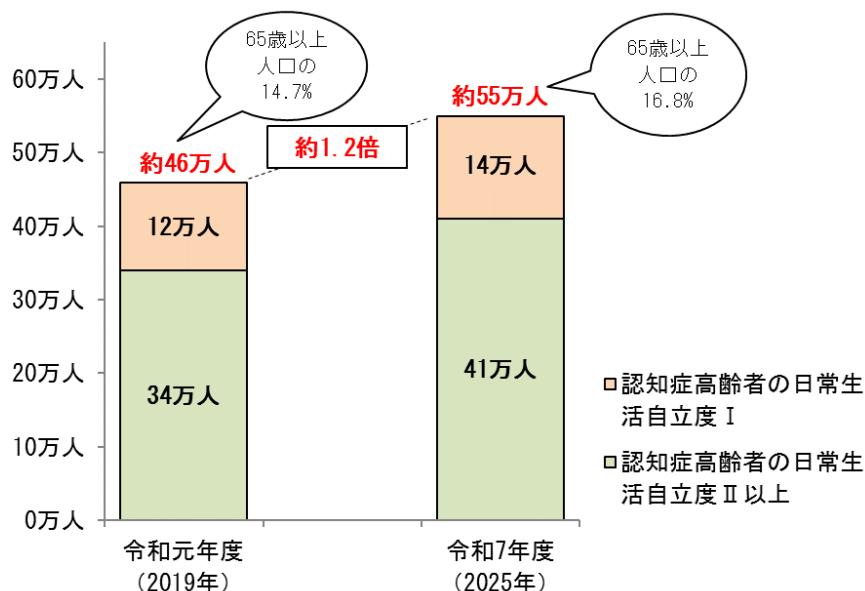
第1節 認知症の人を取り巻く状況

1 認知症の人を取り巻く状況

(認知症高齢者の状況)

- 都内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和元年11月時点で約46万人に達し、令和7年には約55万人に増加すると推計されています。
- また、見守り又は支援の必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は、令和元年11月時点の約34万人から、令和7年には約41万人に増加すると推計されており、今後、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も急速に増加することが見込まれています。

認知症高齢者の推計[東京都]



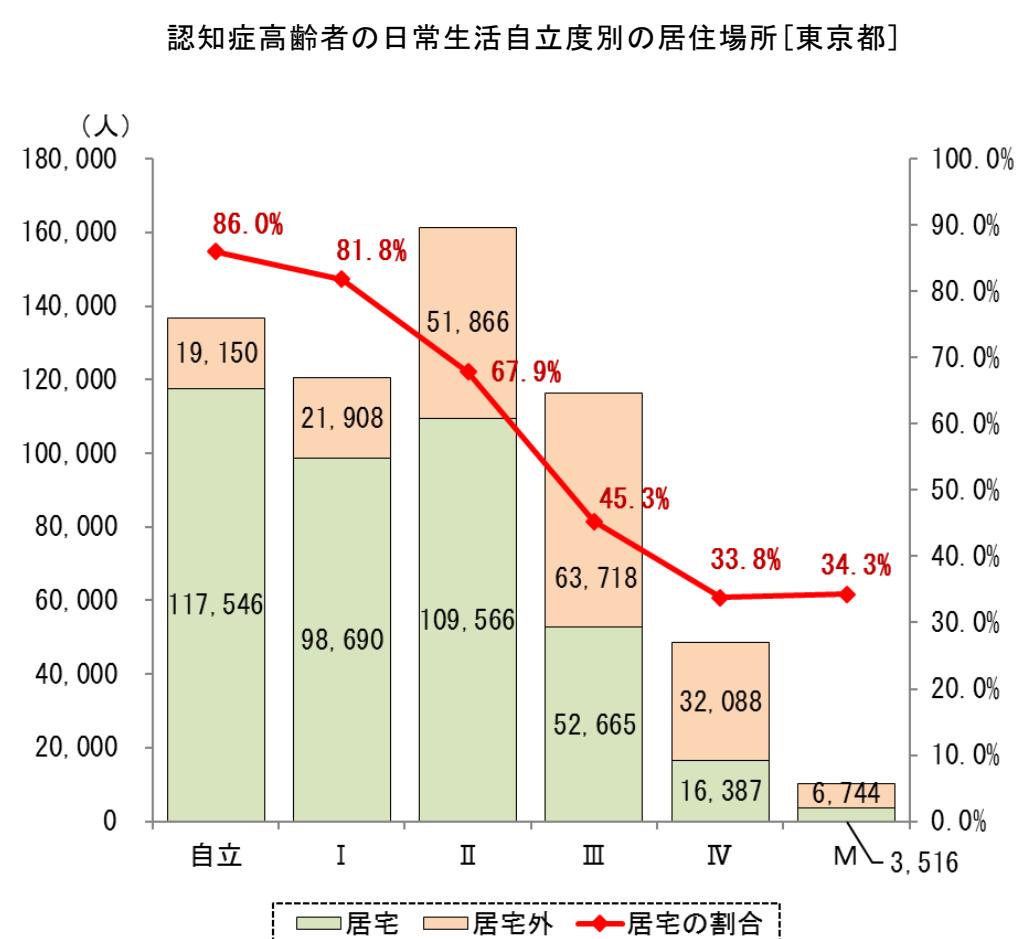
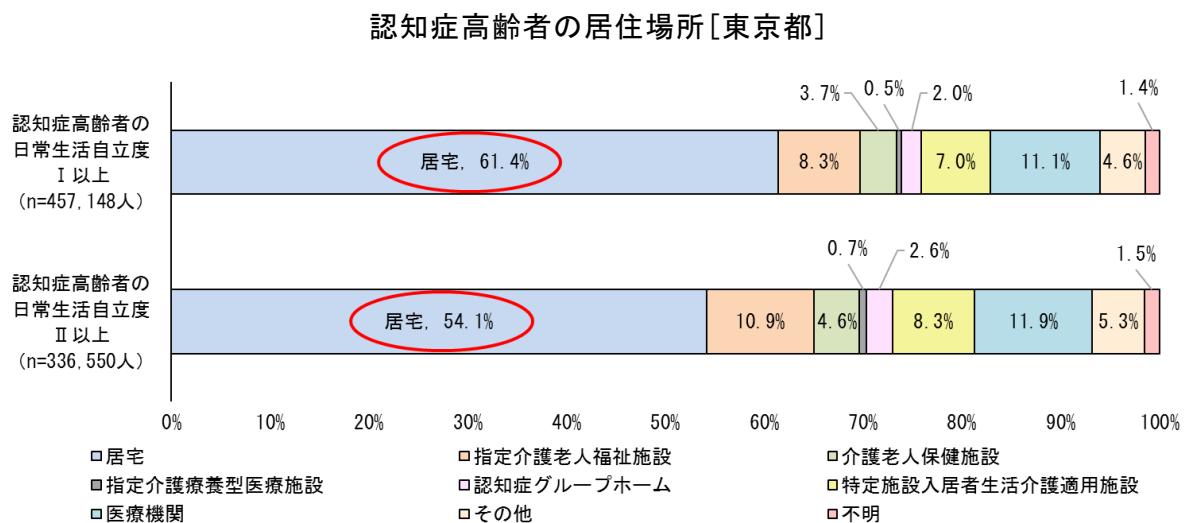
資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和元年度認知症高齢者数等の分布調査」

《参考》認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

何らかの認知症のある 症状が ある 症 状 の 認 知 症 の	自立	日常生活自立度ⅠからMに該当しない(認知症を有さない)方
	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に ほぼ自立 している。
	II(a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。 (a=家庭外で b=家庭内でも)
	III(a, b)	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする。 (a=日中を中心 b=夜間を中心)
	IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 専門医療を必要とする。

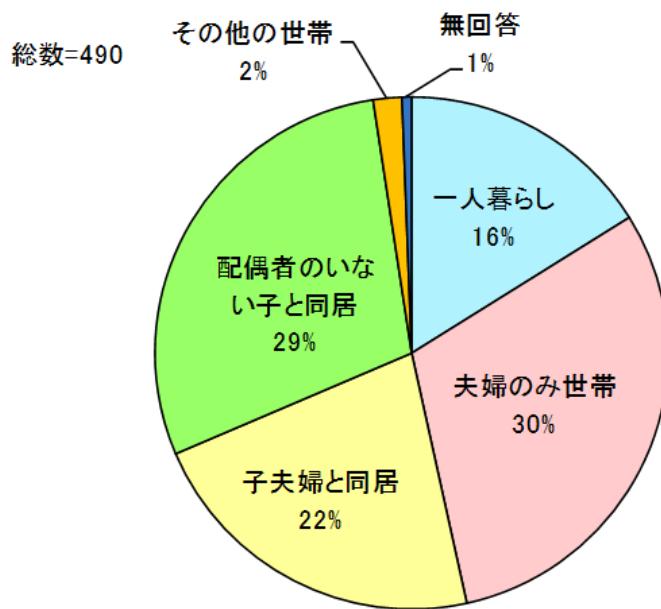
資料：厚生労働省通知（平成21年9月30日付 老老発0930第2号）

- 何らかの認知症の症状を有する高齢者 61.4%、見守り又は支援の必要な認知症高齢者 54.1%が、在宅（居宅）で生活しています。



- 在宅で生活している認知症が疑われる高齢者の中、約半数は一人暮らし又は夫婦のみ世帯で生活していると推計されています。今後は、一人暮らしの高齢者が更に増加するとともに、世帯構成員が減少していくことが予測されています。

在宅で生活している認知症が疑われる人がいる世帯の状況



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「認知機能や生活機能の低下が見られる地域在宅高齢者の実態調査報告書」（平成 26 年 5 月）

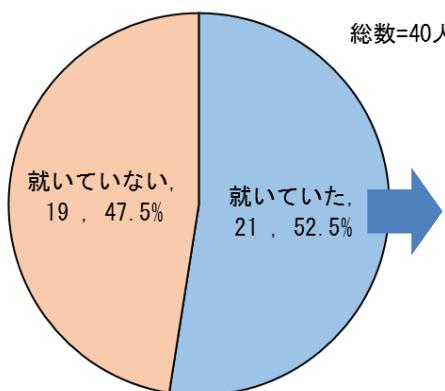
(若年性認知症の人の状況)

- 65 歳未満で発症する若年性認知症の人は都内に約 4 千人¹と推計されています。
- 若年性認知症を発症すると、発症前に仕事に就いていても退職や転職を余儀なくされる場合が多くあります。また、発症後は介護保険や各種の公的サービス・支援が利用可能ですが、それらについて知らないため利用していないケースがあります。

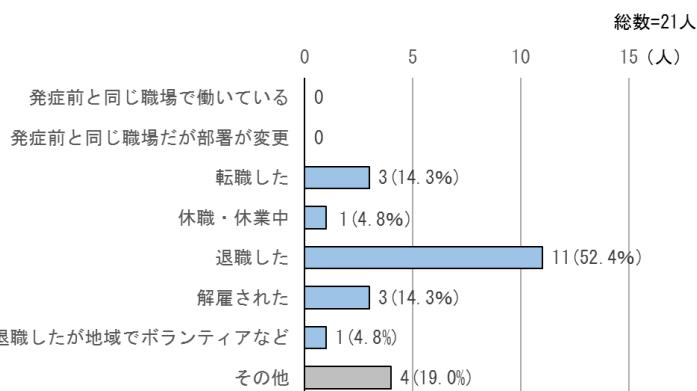
¹ 日本医療研究開発機構（AMED）認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態調査」（平成29年度～令和元年度 東京都健康長寿医療センター）における有病率推計値から算出

若年性認知症の人の状況

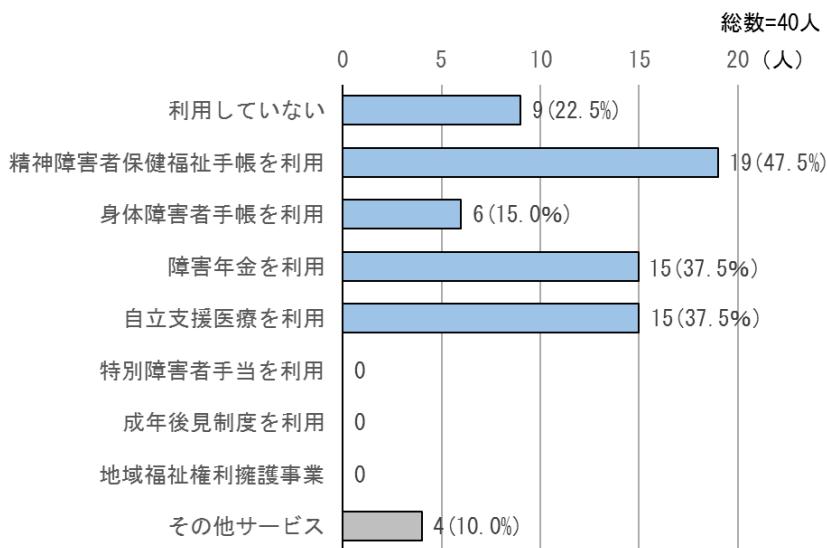
発症時の就業状況



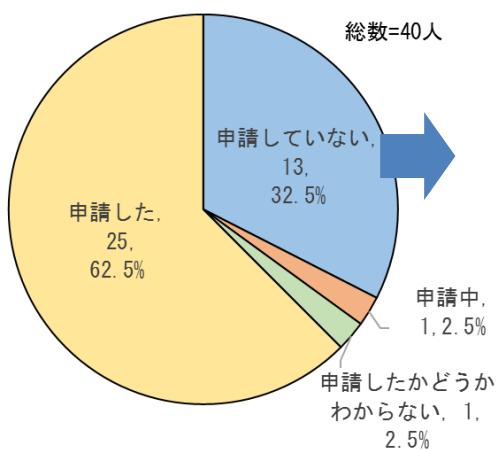
「就いていた」場合の現在の仕事の状況



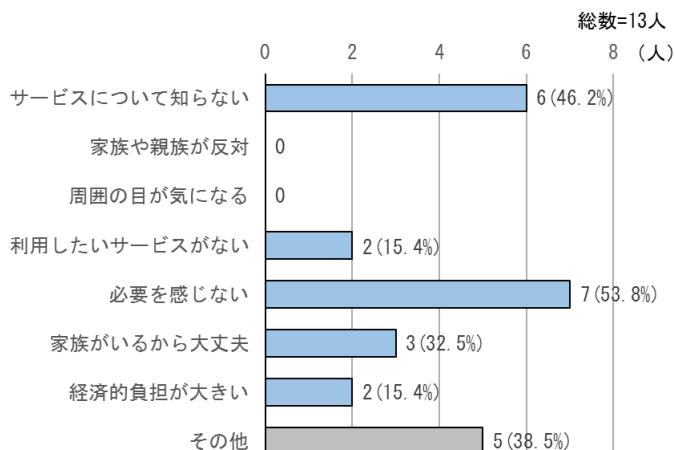
現在利用の公的サービス



介護保険の申請



申請していない理由



資料：地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター「若年性認知症の生活実態に関する調査報告書」
(平成31年3月)

(国の動向)

- 認知症施策については、平成 27 年以降「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を推進してきましたが、今後、更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府一体となって総合的な対策を推進するため、平成 30 年 12 月に「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、令和元年 6 月 18 日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。本大綱は、新オレンジプランの後継として策定されたものです。
- 本大綱の基本的な考え方としては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされています。
- 認知症予防には、認知症の発症遅延やリスク低減（一次予防）、早期対応・早期治療（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（B P S D）の予防・対応（三次予防）があり、「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症を遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味しています。
- こうした基本的な考え方の下、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の 5 つの柱に沿って施策を推進することとされており、その際、これらの施策は、全て、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族の意見を踏まえて推進することを基本とするとされています。
- また、本大綱の対象期間は、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年までとし、策定後 3 年を目途に施策の進捗を確認するものとされています。
- 都道府県と区市町村は、大綱に定められた施策の推進を図ることが求められます。

2 東京都と区市町村の役割

- 認知症施策については、住民に最も身近な区市町村が中心となって行っています。
- 平成 26 年 6 月に成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）においては、「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業」（以下「認知症総合支援事業」という。）を地域支援事業の包括的支援事業に位置付け、平成 27 年度から順次実施し、平成 30 年度から全区市町村で実施することとされました。
- 認知症総合支援事業とは、以下の事業を指します。
 - ① 認知症初期集中支援推進事業

認知症サポート医、保健師、介護福祉士等の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター等に設置し、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートをします。
 - ② 認知症地域支援・ケア向上推進事業

認知症疾患医療センター等の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関同士の連携支援、認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を設置し、地域の実情に応じて、一般病院・介護保険施設等での認知症対応力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、認知症グループホーム等での在宅生活継続のための相談・支援及び認知症カフェ等の取組を推進します。
 - ③ 認知症サポーター活動促進事業

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を地域ごとに整備します。
- 区市町村には、地域の実情に応じて、認知症の人を支えるネットワークの構築や地域の認知症対応力の向上等に取り組み、認知症の人と家族が安心して生活できる地域づくりを進めていくことが求められています。
- 東京都は、広域的自治体として、医療体制の整備や人材育成、若年性認知症施策を行うとともに、区市町村が円滑に事業を実施できるよう、情報の提供その他の支援に努めています。

第2節 認知症施策の推進に向けた取組

- 認知症の人と家族が地域で安心して生活できるよう、区市町村や関係機関と連携した総合的な認知症施策を推進します。
- 認知症の人の視点に立って、認知症に対する理解を促進するための普及啓発に取り組みます。
- 医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センターを中心として、認知症の人が容態に応じて、適時・適切な支援を受けられる体制を構築していきます。
- 認知症の人と家族が住み慣れた地域で適切な支援を受けられるよう、医療・介護従事者等の認知症対応力向上を図ります。
- 地域の認知症対応力の向上を図り、認知症の人と家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。
- 若年性認知症の人と家族に対する支援を強化していきます。
- 認知症の発症や進行を遅らせるための取組及び認知症に関する研究を推進していきます。

1 認知症施策の総合的な推進

【現状と課題】

<認知症の人の増加への対応>

- 今後増加する認知症の人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるようにするためには、区市町村をはじめとした関係機関と連携し、認知症施策を総合的に推進することが必要です。
- 認知症高齢者と家族を地域で支える機運を醸成するため、平成18年度に認知症に対する普及啓発を目的として「認知症高齢者を地域で支える東京会議」を開催しました。平成19年度からは、学識経験者、医療・介護関係者、都民等からなる「東京都認知症対策推進会議」(令和3年度から東京都認知症施策推進会議に名称変更)を設置し、認知症の人と家族に対する支援体制の構築について検討しています。
- また、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症が誰にでも身近な病気であることなど、都民の認知症に対する理解をより深めるとともに、認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って暮らすことができる姿等を発信する機会の確保が必要です。

【施策の方向】

■ 認知症施策を総合的に推進します

- 認知症になっても、認知症の人の意思が尊重され、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「東京都認知症施策推進会議」において、中長期的な施策を検討していきます。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの知見を活用して作成した「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を盛り込んだパンフレット「知って安心 認知症」を活用した普及啓発を行うとともに、区市町村におけるパンフレットの活用など地域における普及啓発の取組を支援します。
- また、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」において、認知症の基礎知識や相談窓口等をわかりやすく紹介し、都民への情報発信を充実していくほか、都民向けシンポジウムの開催など、都民の認知症に関する理解を促進していきます。
- 東京都の認知症本人大使を任命し、シンポジウムの場などで体験等を語ってもらうなど、認知症の人本人からの発信を支援していきます。

認知症の人にやさしいまち 東京を目指して

知って安心 認知症



■ 認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気です 1 ページ
■ 認知症とは? 2 ページ
■ 認知症の予防につながる習慣 3 ページ
■ 認知症に早く気づくことが大事! 4 ページ
■ 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう! 5 ページ
■ 認知症になるとどのように感じるの? 7 ページ
■ 認知症の人を支えるために 8 ページ
■ こんな時はどこに相談したらいいの? 9 ページ
■ 東京都認知症疾患医療センター一覧 11 ページ
■ 区市役所・町村役場 13 ページ
■ 成年後見制度利用に関する相談先一覧 14 ページ

東京都

5 「自分でできる認知症の気づき チェックリスト」をやってみましょう!

自分でできる 認知症の気づきチェックリスト		最もあてはまるところに○をつけてください。			
チェック①		まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
チェック②		まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
チェック③		まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
チェック④		まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点
チェック⑤		まったくない 1点	ときどきある 2点	頻繁にある 3点	いつもそうだ 4点

*このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。
認知症の診断には医療機関での受診が必要です。
*身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。

5

※このチェックリストの結果は、あくまでもおおよその目安で、医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。



「ひょっとして認知症かな？」
気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。
※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

チェック⑥		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
チェック⑦		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
チェック⑧		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
チェック⑨		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点
チェック⑩		問題なくできる 1点	だいたいできる 2点	あまりできない 3点	できない 4点

チェックしたら、①から⑩の合計を計算▶ 合計点 点

20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。
9ページ以降に紹介しているお近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

6

【主な施策】（※高齢包括：高齢社会対策区市町村包括補助事業）

・認知症対策推進事業〔福祉保健局〕

認知症対策を総合的に推進するため、「東京都認知症施策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。

また、都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」等により、普及啓発を図ります。

・認知症普及啓発事業〔高齢包括〕〔福祉保健局〕

地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。

2 認知症の容態に応じた適時・適切な支援の提供

【現状と課題】

＜専門医療の提供体制の確保＞

- 認知症は原因疾患や進行段階により症状等が異なるため、鑑別診断²後、その段階に応じた適切な医療の提供が必要です。
- また、身体合併症³や行動・心理症状⁴を発症する認知症の人が多いことから、地域の多くの医療機関がその機能や特性に応じて、連携して対応するほか、症状が悪化したときに適切に対応できる診療体制の整備が必要です。
- 東京都においては、認知症に関する専門医療の提供体制を確保するとともに、医療機関同士や医療と介護の連携を推進するため、平成24年度に、二次保健医療圏域（島しょ地域を除く。）における認知症に係る医療・介護連携の拠点として、12か所の認知症疾患医療センター（現在の「地域拠点型認知症疾患医療センター」）を指定しました。さらに、区市町村（島しょ地域を除く。）における支援体制を強化するため、平成27年度から、区市町村における医療・介護連携の推進役となる「地域連携型認知症疾患医療センター」の整備を進め、40医療機関を指定しています。
- なお、島しょ地域を除く二次保健医療圏ごとに設置する地域拠点型認知症疾患医療センターについては、認知症アウトリーチチームの配置、二次保健医療圏内の医療・介護従事者等の認知症対応力向上を図るための研修の実施、二次保健医療圏における地域連携の推進に向けた取組として「認知症疾患医療・介護連携協議会」を実施することとしています。
- さらに、令和元年度からは、認知症疾患医療センターが所在する区市町村内の医療・介護従事者を対象とした地域連携を支える人材育成と、区市町村内の認知症の人と家族介護者等を支援する取組を必須事業として認知症疾患医療センターの機能強化を行っています。
- また、認知症サポート医養成研修の修了者（令和元年度末現在1,431人）が、かかりつけ医の認知症診断に対する相談・支援等を行う役割を担っています。
- 島しょ地域については、認知症の専門医療を提供できる医療機関や人材の確保

² 鑑別診断

認知症の原因疾患と認知症の症状に類似する他の疾患（せん妄、うつ病等）とを見分けること。

³ 身体合併症

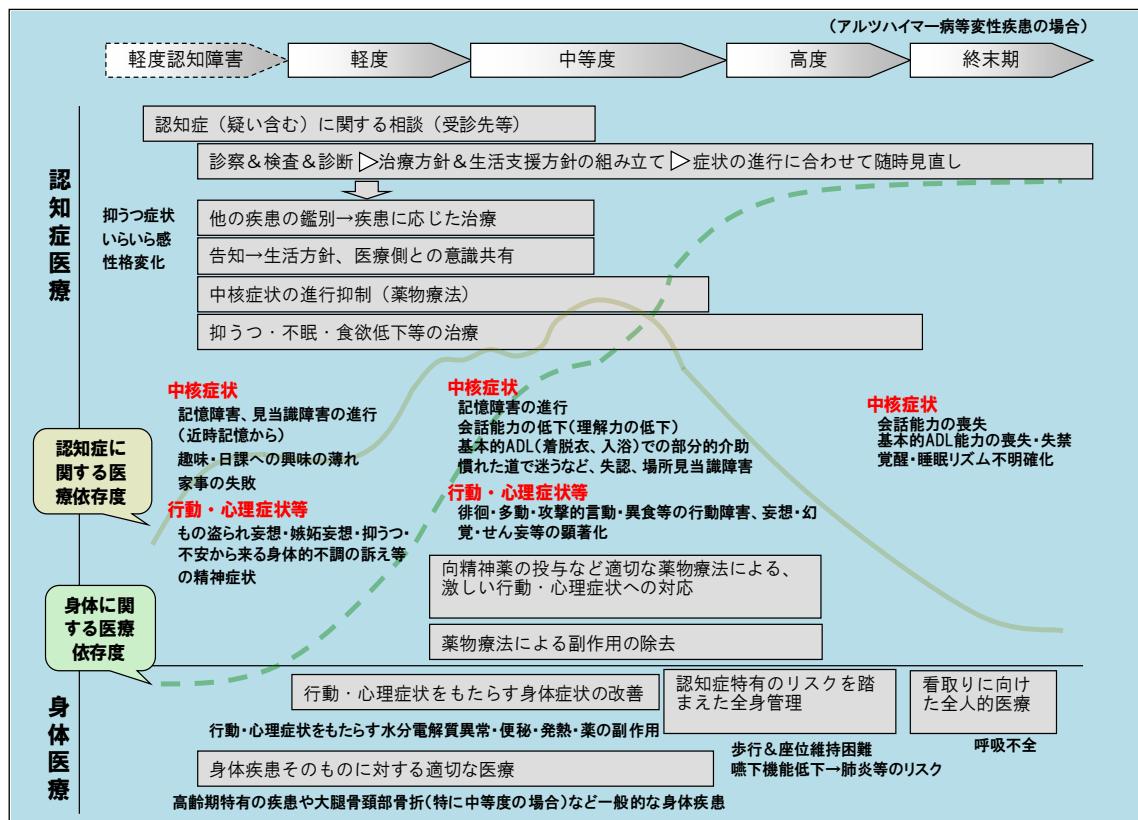
認知症の症状に加え、肺炎や骨折、がん等の身体疾患を併発した状態

⁴ 行動・心理症状

認知症患者に頻繁にみられる知覚、思考内容、気分、行動の障害の症候。代表的な行動症状は徘徊、不穏などであり、心理症状は幻覚、妄想など。B P S D (B e h a v i o r a l a n d P s y c h o l o g i c a l S y m p t o m s o f D e m e n t i a)。

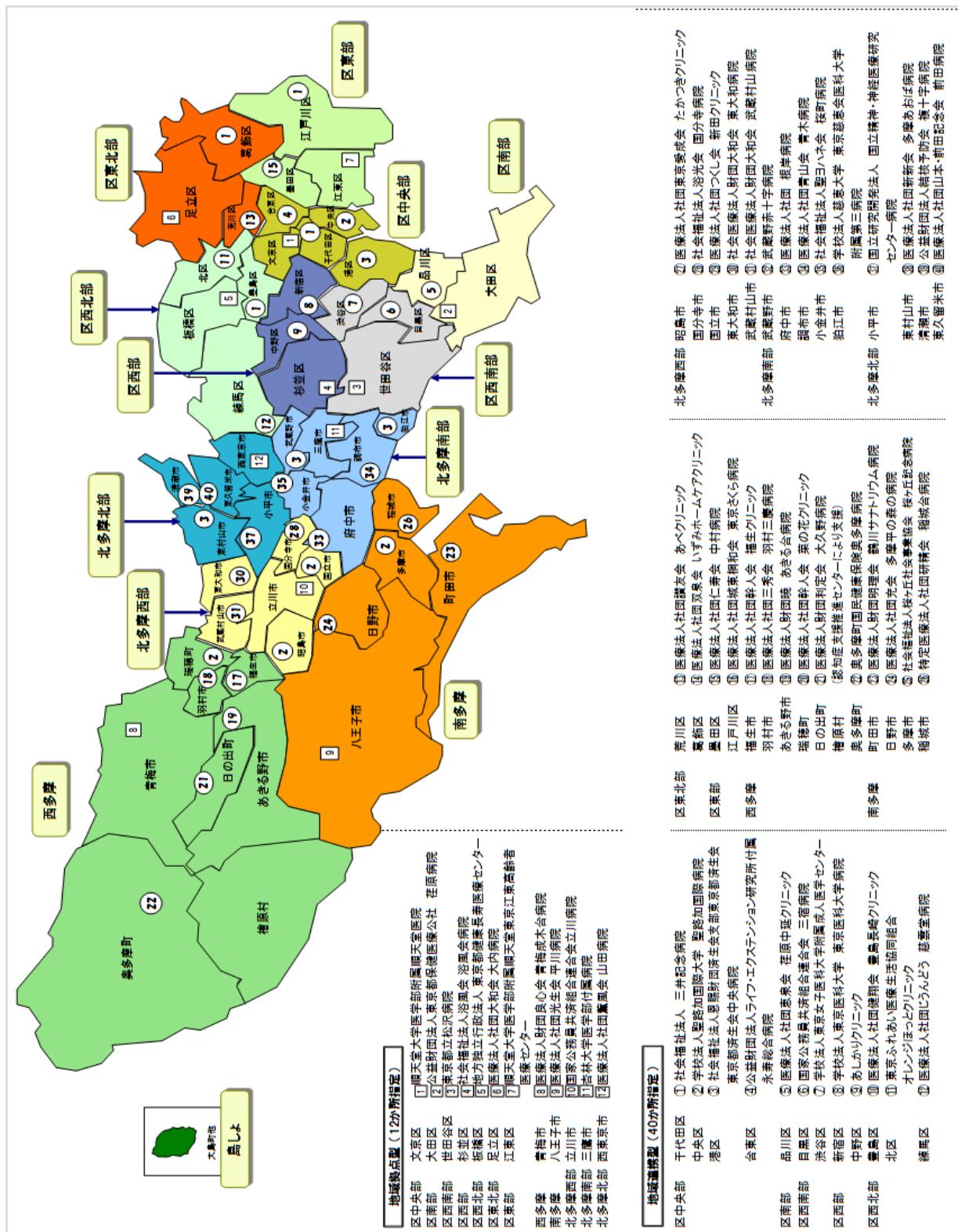
が厳しい状況にあります。

認知症の経過と医療依存度



資料：東京都福祉保健局「東京都認知症対策推進会議 医療支援部会報告書」（平成21年3月）

認知症疾患医療センターの指定状況（令和3年3月現在）



＜適時・適切な支援に向けた体制整備＞

- 認知症は、早い段階から適切な治療を受けることで、改善が可能なものや進行を遅らせることができる場合があります。また、症状が軽いうちに本人や家族が認知症への理解を深めることで、今後の生活の準備をすることができます。
- 認知症になっても住み慣れた地域での生活を続けるためには、早期診断と、容態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制を構築することが必要です。
- 平成 25 年度から、区市町村に配置した認知症支援コーディネーターと地域拠点型認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームが連携して、受診困難な認知症の疑いのある高齢者等を訪問支援する仕組みを構築するなど、認知症の早期発見・診断・対応の取組を推進してきました。
- また、平成 30 年度からは、全ての区市町村が、認知症サポート医等の医師、医療・介護の複数の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね 6 か月）に行い、自立生活のサポートを行う取組を進めています。

【施策の方向】

■ 専門医療の提供と地域連携を推進します

- 地域における支援体制を構築するため、各区市町村（島しょ地域等を除く。）に設置した認知症疾患医療センターにおいて、専門医療を提供するとともに医療機関同士及び医療・介護の連携を推進していきます。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターでは、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、地域の医療・介護従事者向け研修の実施等により、身体合併症や行動・心理症状を有する認知症の人を地域で受け入れる体制づくりを進めています。
- 島しょ地域等の認知症疾患医療センター未設置地域（以下「未設置地域」という。）については、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに設置した「認知症支援推進センター」の認知症専門医等が未設置地域の医療従事者等に対して相談支援を行います。
- さらに、認知症支援推進センターが未設置地域を訪問して認知症の対応力向上を目的とした研修会等を実施するなど、未設置地域における認知症の人と家族への支援体制の充実を図り、全区市町村で認知症の人の地域生活を支える医療・介護の連携体制を構築します。

■ 多職種協働による適時・適切な支援を推進します

- 認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通し、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置する区市町村を支援することにより、地域の認知症対応力向上を図っていきます。
- 地域拠点型認知症疾患医療センターに、認知症専門医⁵、看護師、精神保健福祉士等で構成する認知症アウトリーチチームを配置し、認知症支援コーディネーター等の依頼に応じて、認知症初期集中支援チームでは対応が困難な認知症の人等を訪問し、早期に医療や介護のサービスにつなげる取組を進めています。
- さらに、認知症アウトリーチチームが培った訪問支援のノウハウを提供するなど、認知症初期集中支援チームの円滑な活動を支援していきます。

【主な施策】（※高齢包括：高齢社会対策区市町村包括補助事業）

・認知症疾患医療センター運営事業〔福祉保健局〕

東京都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、認知症の人と家族介護者等への支援、人材の育成等を行うことにより、認知症の人の地域生活を支える医療体制の構築を図ります。

また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症の人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置します。

・認知症支援推進センター運営事業〔福祉保健局〕

医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として設置した「認知症支援推進センター」において、認知症サポート医フォローアップ研修等の専門職向けの研修等、区市町村において認知症ケアに携わる医療専門職等の人材の育成を行うとともに、未設置地域の医療従事者等への認知症に関する支援を実施します。

・認知症支援コーディネーター事業〔高齢包括〕〔福祉保健局〕

区市町村に、認知症の医療・介護・生活支援等の情報に精通した地域における認知症の専門家であり、個別ケース支援のバックアップ等を担う認知症支援コーディネーターを配置します。

⁵ 認知症専門医

日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師

認知症の本人発信の取組事例

(作 成 中)

3 認知症の人と家族を支える人材の育成

【現状と課題】

<認知症の人に対する適切なケアの確保>

- 認知症の人が住み慣れた地域で適切な支援を受けられるよう、認知症対応型サービス事業者だけではなく、全ての介護サービス事業者が、認知症介護の基本的知識やノウハウを学ぶ必要があります。
- 認知症介護指導者(令和元年度末現在 108 人)や認知症介護実践リーダー研修修了者(令和元年度末現在 1,961 人)等については、自施設・事業所内における認知症支援のリーダー役を担うほか、事業者同士の連携を図るなど、地域の社会資源を活用して認知症の人を支援していくことが期待されています。
- 認知症の人は、環境の変化や不適切なケア等により、行動・心理症状が悪化してしまうことが少なくありません。

また、身体合併症を有する認知症の人も多くいるため、認知症と身体疾患が相互に及ぼす影響を踏まえた身体管理も重要です。

- 高齢者に身近な診療所や急性期病院等において、認知症の人が適切な治療やケアを受けられるよう、認知症に精通した医師や看護師等の医療従事者を育成することも急務です。
- さらに、認知症の人が必要とする医療・介護・生活支援等を切れ目なく提供していくためには、多職種が協働して意思決定支援を行いながら、医療・介護従事者や関係機関が連携して支援の提供を行っていくことが不可欠です。

【施策の方向】

■ 医療・介護従事者の認知症対応力の向上を図ります

- 介護従事者に対して認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施するとともに、地域密着型サービス事業所の管理者等に対して適切なサービス提供に関する知識を修得させるための研修を実施します。
- 認知症介護指導者や認知症介護実践リーダーを引き続き養成し、認知症ケアの質の向上を図るとともに、地域における活用が進むよう検討していきます。
- 認知症疾患医療センターが、かかりつけ医や看護師等、地域の医療従事者等に向けた研修を実施するとともに、区市町村や地区医師会等の関係機関が実施する研修への協力をを行うことにより、地域における認知症医療の充実と認知症対応力の向上を図っていきます。
- 認知症支援推進センターにおいて、認知症サポート医等の専門職に対し、診療技術の向上等に資する実践的な研修を実施する等、地域において認知症ケアに携わ

る医療専門職等の人材を育成します。

- 高齢者と接する機会の多い歯科医師や薬剤師が、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症の人の状況に応じ適切な口腔管理や服薬指導が行えるよう、研修を実施します。
- 認知症の人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等において、行動・心理症状等への対応力を高め、適切な対応が行われるよう、指導的立場にある看護師を対象とした研修を実施します。
- 全ての区市町村が設置する認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員が円滑に活動できるよう、必要な知識・技術を習得するための研修の受講促進を図ります。

【主な施策】

・認知症介護研修事業〔福祉保健局〕

介護従事者及びその指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施し、技術の向上を図ります。

・認知症疾患医療センター運営事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

東京都が指定する「認知症疾患医療センター」において、認知症の診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の医療・介護関係者等との連携の推進、認知症の人と家族介護者等への支援、人材の育成等を行うことにより、認知症の人の地域生活を支える医療体制の構築を図ります。

また、地域拠点型認知症疾患医療センターに、区市町村と連携して、受診困難な認知症の人等への訪問支援を行う認知症アウトリーチチームを配置します。

・認知症支援推進センター運営事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

医療従事者等の認知症対応力向上の支援拠点として設置した「認知症支援推進センター」において、認知症サポート医フォローアップ研修等の専門職向け研修等、区市町村において認知症ケアに携わる医療専門職等の人材の育成を行うとともに、未設置地域の医療従事者等への認知症に関する支援を実施します。

・歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業〔福祉保健局〕

歯科医師や薬剤師に対し、認知症の人への対応力の向上や関係機関との連携の促進等に関する研修を実施します。

また、病院で指導的な役割にある看護職員に対し、認知症ケアの実践的な対応やマネジメントに関する研修を実施し、病院全体の認知症対応力の向上を図ります。

・認知症初期集中支援チーム員等研修事業〔福祉保健局〕

認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員が、その役割を担うための知識・技能を習得するための研修の受講促進を図ります。

4 認知症の人と家族を支える地域づくり

【現状と課題】

＜認知症の人と家族を地域社会全体で支える環境の整備＞

- 認知症の人は、認知機能の低下や不安・混乱などから様々な生活のしづらさが生じたり、周りの人との関係が損なわれることもあります。
家族は、認知症の人本人を理解し、生活支援を行う大切な担い手となっていますが、その領域は広範であり、負担は大きくなっています。
- 認知症の人を支え、家族介護者の負担を軽減し、認知症の人と家族が安心して暮らせるようにするためにには、身近な地域で、必要な医療・介護・生活支援等を受けられることが重要です。
- そのためには、医療・介護従事者や関係機関が連携して認知症の人への支援を行うとともに、地域住民や商店街、交通機関などによる見守りや家族会の活動などのインフォーマルな支援を含め、地域の実情に応じたネットワークづくりを進めていく必要があります。
- また、東京都は、認知症に関する正しい知識と理解を持って地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成を支援しており、令和2年12月末現在、約88万人⁶が養成されています。
- さらに、行方不明となった認知症の人を早期に発見するためのネットワークづくりや、身元不明高齢者等の情報を区市町村が自ら更新し、閲覧できる関係機関の情報共有サイトを構築するなど、行方不明・身元不明高齢者の対応を行ってきました。

＜若年性認知症への対応＞

- 働き盛り世代で発症するため、就労の継続、経済的な問題、配偶者と親など複数の人を同時に介護する多重介護になった場合の対応のほか、若年性認知症の人のニーズに合ったケアを提供する社会資源が少ないことなど、高齢期に発症する認知症とは異なり、多分野にわたる課題が存在します。
- 認知症高齢者に比べて数が少ないとから、区市町村において、支援のノウハウを蓄積することが困難な状況にあります。
- 東京都は、平成24年5月に設置した東京都若年性認知症総合支援センターと、平成28年11月に設置した東京都多摩若年性認知症総合支援センターにおいて、経済的な問題や多重介護など様々な相談にワンストップで対応するなど、若年性

⁶ 全国キャラバン・メイト連絡協議会調べ

認知症の人と家族を支援しています。

【施策の方向】

■ 認知症の人と家族を支える地域づくりを推進します

- 区市町村の認知症地域支援推進員が、医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター等地域の関係機関の連携を図るための支援を行うとともに、認知症カフェなどの認知症の人や家族が集う取組等を推進します。
- 東京の地域特性を踏まえ、地域の多様な人的資源・社会資源によるネットワークづくりを進め、認知症の人の見守りや家族会の活動など認知症の人と家族を支える地域づくりを支援します。
- 認知症の人や家族の視点に立って、都民の認知症に対する理解を促進するとともに、認知症の人と家族を地域で支える機運の醸成のために普及啓発を進めます。
- 認知症サポーターの養成の支援や、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成を行います。
- 認知症の人や家族のニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を区市町村が整備できるよう、その中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行います。
- 認知症サポーターが身近な地域で活動できる場や復習を兼ねて学習できるフォローアップの機会を提供する区市町村を支援していきます
- 介護者支援の拠点となる医療機関と連携した認知症カフェの設置や家族会の活動の支援など、地域の実情に応じて、認知症の人と家族の支援に取り組む区市町村を支援していきます。
- 認知症の人の行方不明・身元不明については、区市町村におけるネットワークづくりの支援、関係機関向け情報共有サイトの活用を通じて、早期解決が図れるよう取り組んでいきます。
- 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症対応型通所介護事業所など、認知症の人と家族の地域生活を支える介護サービス基盤の整備を進めていきます。

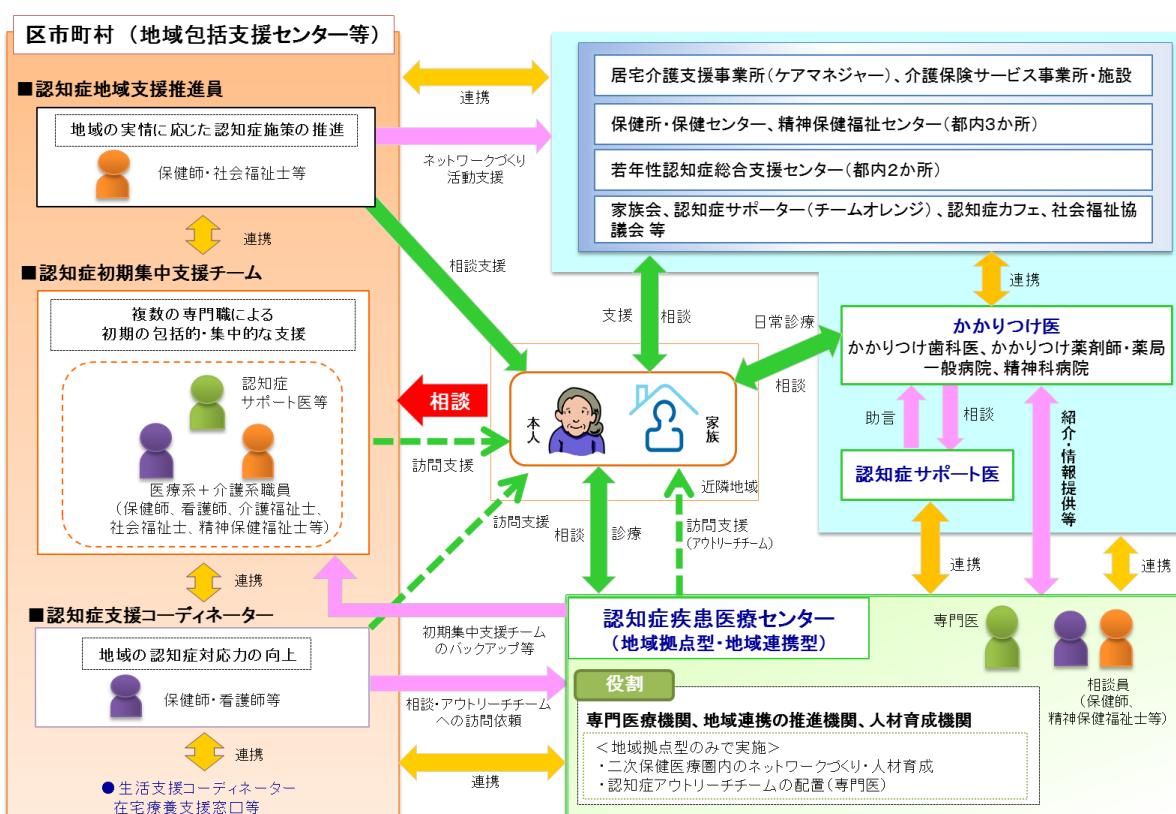
■ 若年性認知症施策を推進します

- 都内 2 か所の若年性認知症総合支援センターにおいて、若年性認知症の人と家族への支援を充実していきます。
- また、若年性認知症総合支援センターにおいて蓄積したノウハウを活用し、地域包括支援センターの職員など支援者向け研修を実施するなど、地域における相談

支援対応力を向上していきます。

- 若年性認知症の理解を深めるための普及・啓発を行うとともに、若年性認知症の人の居場所づくりや社会参加の促進等を支援することにより、地域における支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域で支援が受けられるよう、様々な問題を抱える家族介護者の心理的サポートや家族間の交流を行う家族会への支援、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点整備に取り組む区市町村を支援します。

東京都における認知症の人と家族の生活を支える体制のイメージ図



※区市町村はこのイメージ図を参考に、地域の実情に応じた体制を構築する。

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

【主な施策】（※高齢包括：高齢社会対策区市町村包括補助事業）

・認知症対策推進事業（再掲）〔福祉保健局〕

認知症対策を総合的に推進するため、「東京都認知症施策推進会議」において様々な角度から具体的な支援策の検討を実施します。

また、都民向けシンポジウムの開催や、パンフレット「知って安心 認知症」、認知症のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」等により、普及啓発を図ります。

・認知症地域支援ネットワーク事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉保健局〕

地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の人と家族を支える人材や社会資源によるネットワーク構築、そのネットワークを活用した徘徊行方不明者の早期発見やネットワークに登録した認知症の人等に対する損害賠償責任保険の加入支援、家族会の育成・支援などの取組を支援します。

・高齢者の特性を踏まえた顧客サービスの推進〈再掲〉〔福祉保健局〕

都民が高齢により認知機能が落ちていく中でも、買い物や金融機関の利用などを適切に行いながら地域で生活が継続できるよう、検討会を設置して方策を検討し、民間事業者への周知・機運醸成を図ります。

・認知症普及啓発事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉保健局〕

地域において、認知症の人と家族を支えるために区市町村が行う、認知症の普及・啓発の取組を支援します。

・認知症サポーター活動促進事業〔福祉保健局〕

認知症サポーターの養成と認知症サポーターの活動を促進するため、認知症サポーターを養成する講座の講師役であるキャラバン・メイトと、チームオレンジの中核となる中核となるチームオレンジコーディネーターの養成を行います。

・認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉保健局〕

医療機関周辺に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援します。

・認知症高齢者の行方不明・身元不明対策〔福祉保健局〕

区市町村からの依頼に基づき、認知症が疑われる行方不明高齢者等の情報を都内区市町村などに提供する取組により、関係機関との情報共有を推進します。

・地域密着型サービス等整備助成事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

地域の介護ニーズに対応するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の地域密着型サービスの整備費について補助します。

・地域密着型サービス等重点整備事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

地域での365日24時間の安心を確保するため、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備費について補助します。建築価格の高騰に緊急的に対応するための加算補助を行います。

・認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていく

よう、社会福祉法人や株式会社等が行う認知症高齢者グループホームの整備費について補助します。整備状況が十分でない地域に設置する場合や、建築価格の高騰に緊急的に対応するための加算補助を行います。

・**若年性認知症総合支援センター運営事業〔福祉保健局〕**

若年性認知症の人、家族、区市町村、地域包括支援センター等の専門機関に対するワンストップ相談窓口を設置することにより、若年性認知症の人を早期に適切な支援に結び付け、若年性認知症特有の問題解決を図ります。

・**若年性認知症支援事業〔福祉保健局〕**

職場における若年性認知症の人への理解と支援の機運を高めるため、企業の人事担当者等を対象にハンドブックを活用したセミナーを開催するとともに、介護保険サービス事業所等における若年性認知症の人の受入促進及び支援の質の向上を図るため、事業者等向けのガイドブックを活用した説明会を開催します。

・**若年性認知症の人と家族を支える体制整備事業〔高齢包括〕〈再掲〉〔福祉保健局〕**

若年性認知症の家族会への支援や、若年性認知症の人の活動を支援するための拠点整備を行う区市町村の取組を支援します。

若年性認知症の取組事例

(作 成 中)

居場所づくりの取組事例

(作 成 中)

5 認知症の発症や進行を遅らせる取組・研究の推進

【現状と課題】

＜認知症の予防の必要性＞

- 認知症予防には、認知症の発症遅延やリスク低減（一次予防）、早期対応・早期治療（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（B P S D）の予防・対応（三次予防）があり、「認知症予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症を遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味しています。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧改善等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に資する可能性が示唆されています。地域でこうした活動に参加できる環境の整備を進め、認知症の発症遅延やリスク低減、早期対応等、認知症予防に資する可能性のある取組を推進していく必要があります。
- また、認知症の初期から中・重度までの段階に応じて、適切な支援が受けられる体制を構築することが必要です。

＜認知症に関する研究＞

- 認知症は発症原因や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的な治療薬は存在せず、予防法も十分に確立されていません。
- 現時点では、認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であることから、エビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組が重要です。
- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターには、認知症予防に関するエビデンスとなる臨床・研究に係る膨大なデータが蓄積されており、このビッグデータを活用した予防に向けた研究を進めていくことが必要です。
- また、A Iなど民間の知見や技術を取り入れ、認知症のケアの向上等に向けた研究を推進することも求められます。

【施策の方向性】

■ 認知症の発症や進行を遅らせるための取組を推進します

- 介護予防・フレイル予防の観点で、住民主体の通いの場を拡大し、認知機能低下予防など機能強化を図る区市町村を支援します。
- 認知症の早期診断と早期対応を促進するため認知症検診を推進するとともに、

軽度認知障害⁷から認知症の初期、中・重度までの段階に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを推進していきます。

■ 認知症に関する研究を推進します

- 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターでは、認知運動機能に異常をもたらすと考えられる神経回路変化の解析や加齢に伴う中枢運動機能低下に関する研究に取り組むほか、軽度認知障害高齢者及び重複フレイル高齢者などに対する介入研究を通して、支援プログラムの確立や普及に取り組んでいきます。
- また、センターが保有する生体試料、画像データ等のビッグデータを取りまとめ、認知症研究の基盤となるデータベースを構築するほか、認知症医療・ケアの質の向上のため、A I 認知症診断システムを構築する等、A I 等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進します。
- 認知症高齢者のQ O L の向上と家族や介護者の負担軽減を図るため、A I とI o T を用いた支援システムの確立に向けて、大学研究者と連携した研究を推進します。

【主な施策】（※高齢包括：高齢社会対策区市町村包括補助事業）

・介護予防・フレイル予防支援強化事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

東京都健康長寿医療センターに設置する「東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター」が、住民主体の通いの場づくりをはじめとした介護予防・フレイル予防活動等を推進する区市町村に対し、人材育成や相談支援等の専門的・技術的な支援を行います。

また、通いの場等の介護予防活動の拡大や、フレイル予防の観点での機能強化等を推進する「介護予防・フレイル予防推進員」を配置する区市町村に対し、配置に係る経費について補助します。

・認知症とともに暮らす地域あんしん事業〔一部高齢包括〕〔福祉保健局〕

認知症の初期から中・重度までの段階に応じて、適切な支援が受けられる体制を構築するため、以下の取組を実施します。

- ① 認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症検診を推進します。
- ② 認知症の初期段階から継続的な支援ができる地域づくりを推進する区市町村の支援を行います。

⁷ 軽度認知障害

本人又は周囲の人から認知機能低下の訴えがあるものの、認知機能全般としては認知症の診断を満たすような大きな欠陥ではなく、基本的な日常生活機能は正常に保たれている状態。M C I (M i l d C o g n i t i v e I m p a i r m e n t)。

③ 公益財団法人東京都医学総合研究所と協働し、行動・心理症状（B P S D）の改善が期待される「日本版B P S Dケアプログラム」の普及を図ります。

・**認知症予防推進事業【高齢包括】〔福祉保健局〕**

研究機関が開発した認知症予防プログラムを活用した取組や、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関と連携した取組等、区市町村における認知症予防の取組を支援します。

・**A I 等を活用した認知症研究事業〔福祉保健局〕**

東京都健康長寿医療センターがこれまで培った膨大な臨床・研究に係るビッグデータを活用して、A I 等を駆使した新たな認知症予防の取組を推進するため、健康長寿医療センターが設置する認知症未来社会創造センター（I R I D E）の運営を支援します。

・**認知症高齢者問題を解決する東京アプローチの確立〔福祉保健局〕**

A I と I o T を用いて認知症の進行プロセスを解明し、認知機能障害者への支援策やB P S D防止支援策を導くことで認知症高齢者自身のQ O L の向上や家族・介護者の負担軽減を図ります。